

# 外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する

## 準学校法人寄附行為認可等審査基準

(制 定 平成 16 年 3 月 19 日)

(趣旨)

第 1 条 多くの外国人が居住し、その子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題として市町村が取り組んでいる場合、その地域に所在する、主として我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒等を対象としている私立各種学校を設置する準学校法人（以下「外国人学校を設置する準学校法人」という。）の寄附行為の認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

外国人学校を設置する準学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置する学校の収容定員は、80 人以上であること。
- (2) 学校の経営が営利企業的でないこと。
- (3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営が行われていること。

(基本財産の保有)

第 3 条 外国人学校を設置する準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までに保有又は整備しなければならない。

2 前項の基本財産は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 校地については、次のいずれかの場合に該当していること。
  - ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
  - イ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。
- (2) 設備については、借用の契約が締結されていること。
- (3) 市町村が、地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合は、第 1 号の規定にかかわらず、校地又は校舎については、次のいずれかに該当していること。
  - ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
  - イ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。
  - ウ 所有者との間に、借用期間が長期間の公正証書による賃貸借契約が締結されていること。

(設立資金)

第 4 条 基本財産の取得に必要な資金は、外国人学校の各種学校を設置する準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障のないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。

- (1) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、社団法人静岡県専修学校各種学校教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。
- (2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の 3 分の 1 以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の 3 分の 1 以内であること。

- (3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、帰属収入の20%以内であること。
- 2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に関しては、前条の規定にかかわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。

(運用資金)

- 第5条 設立者は、認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、校地及び校舎のいずれも自己所有しない場合は、学校の開設年度の経常的経費に相当する運用資金を保有していなければならない。

(役員及び評議員)

- 第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。
- 2 役員定数は、理事6人以上及び監事2人以上とする。
- 3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。
- 4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。
- 5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。
- 6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていないなければならない。

(役員報酬)

- 第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。

(寄附行為認可申請書の提出)

- 第8条 設立者は、学校の開設年度の前年度の12月末までに寄附行為認可申請書を県に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。